

教育警察常任委員会

付託議案審査

1 議案第109号「財産の取得について」

資料1 財産の取得について 1頁

所管事項調査

1 「『令和4年版県政レポート』に基づく今後の『県政運営』等に係る意見」への回答

資料2 「『令和4年版県政レポート』に基づく今後の『県政運営』等に係る意見」への回答 2頁

資料3 施策3-1 犯罪に強いまちづくり 3頁

2 「『強じんな美し国ビジョンみえ（仮称）』及び『みえ元気プラン（仮称）』最終案に対する意見」への回答

資料4 「『強じんな美し国ビジョンみえ（仮称）』及び『みえ元気プラン（仮称）』最終案に対する意見」への回答 4頁

3 「強じんな美し国ビジョンみえ」及び「みえ元気プラン」成案について

資料5 施策3-1 犯罪に強いまちづくり 5頁

4 犯罪情勢について

資料6 犯罪情勢 7頁

5 犯罪対策について

資料7 犯罪対策 8頁

6 鉄道警察隊の活動について

資料8 鉄道警察の活動 9頁

7 交通安全対策について

資料9 交通安全対策 10頁

8 官民一体となったテロ対策について

資料10 官民一体となったテロ対策 12頁

令和4年10月5日

警察本部

財 産 の 取 得 に つ い て

県有財産として、次のとおり取得するものとする。

令和4年9月15日提出

三重県知事 一 見 勝 之

- | | |
|-----------------|---|
| 1 種 目 及 び 数 量 | WAN端末等 489式
【内訳】
WAN端末 467式
インターネット端末 22式 |
| 2 機 種 | WAN端末 日本電気 (NEC) 製
インターネット端末 日本電気 (NEC) 製 |
| 3 金 額 | 73,700,044円 |
| 4 相 手 方 住 所 氏 名 | 四日市市浜田町5-27 第3加藤ビル5F
株式会社フューチャーイン四日市営業所
所長 齊藤 晋 |

提案理由

WAN端末等の購入については、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」の規定により議会の議決を要する。これが、この議案を提出する理由である。

「『令和4年版県政レポート』に基づく今後の『県政運営』等に係る意見」への回答

【教育警察常任委員会】

●施策の取組

みえ元気プラン 施策番号・施策名	主担当部局名	＜参考＞ 県政レポートの 施策番号・施策名	委員会意見	担当部局の答弁
3-1 犯罪に強いまち づくり	警察本部	141 犯罪に強いまち づくり	<p>特殊詐欺の被害防止を目的とした「自動通話録音警告機」の無料貸出し事業について、貸出率が向上するよう、引き続き普及・啓発に取り組まれない。</p> <p>近年社会問題化している無差別に行われる犯罪などへの対策について、県民の安全・安心のため、官民連携の訓練など現在行われている警察の取組状況についても記載されたい。</p>	<p>現時点で運用している330台のうち、令和4年7月末現在の貸し出し台数は247台で、74.8%を貸し出しています。引き続き、被害に遭われた方や相談に訪れた方等に設置を働き掛け、一層の普及・啓発に努めます。</p> <p>委員会の御意見を踏まえ、現在行っている警察の取組状況として、警察と市町や地域住民、防犯ボランティア団体、事業者、学校等と連携した防犯指導や訓練などの犯罪防止に向けた取組について記載しました。</p>

施策3-1

犯罪に強いまちづくり

令和4年度の取組方向

警察本部

- ①災害等有事の際の即応体制、災害活動拠点としての機能に配慮しつつ、人口減少・高齢化社会に適応した大台警察署の整備に取り組みます。また、老朽化した尾鷲警察署を大規模改修して長寿命化を図るとともに、ユニバーサルデザインを取り入れ、来庁者が利用しやすい施設の整備に取り組みます。
- ②DNA型の鑑定や解析を緻密かつ効率的に実施できるよう科学捜査研究所の独立庁舎整備を進めるほか、必要な捜査資機材を整備し、重要犯罪を始め、県民の皆さんに不安を与える各種犯罪の早期検挙を図ります。
- ③さまざまな警察事象に迅速・的確に対応するため、既存の通信指令システムの更新整備にあわせて機能強化を図ります。
- ④老朽化した交番・駐在所の建て替え、人口増加が著しい朝日町への交番の新設、パトカーの配備など警察活動を支える基盤の強化に取り組みます。
- ⑤サイバー空間の脅威に的確に対処するため、知見を有する学術機関、民間事業者等との連携を一層強化し、最新の情報技術等を悪用したサイバー犯罪の取締りや専門的な捜査員の育成、官民一体となった被害防止対策に取り組みます。
- ⑥警察活動を支える情報システムの維持、充実を図るため、その開発・運用に必要な人材の育成や機材の整備を図ります。
- ⑦高齢者等を狙った特殊詐欺被害や子供や女性が被害に遭う性犯罪等の重要犯罪が後を絶たないなどのほか、全国を見渡すと、無差別な殺傷事件等社会的反響の大きな事案が発生しており、治安情勢は依然として予断を許さない状況にあります。このような情勢を踏まえ、警察活動を強化するとともに、市町や地域住民、防犯ボランティア団体、事業者、学校等と連携した、防犯指導や訓練など犯罪防止に向けた取組を推進します。
- ⑧防犯ボランティア団体等の活動を活性化するため、防犯活動用物品の配布、犯罪情報・地域安全情報の提供等の支援を行うとともに、「子ども安全・安心の店」認定事業所の拡充に取り組みます。また、少年の犯罪被害等を防止するため、リモート形式による防犯教室等に取り組みます。
- ⑨人身安全関連事案等は、事態が急展開し、重大事件に発展するおそれ大きいことから、平素から関係機関等とも連携した対応を強化するなど、組織的対応を徹底し、加害者の検挙措置や被害者等の保護措置等、被害者の安全確保を最優先とした対応を行います。
- ⑩特殊詐欺被害全体に占める高齢者の割合が8割を超えるなど、高齢者を中心とした被害が後を絶たないことから、引き続き、高齢者世帯等への警察官の訪問による注意喚起や市町や老人クラブ、金融機関等の関係機関・団体と連携した被害防止対策に取り組みます。

環境生活部

- ⑪犯罪のない安全で安心なまちづくりを推進するため、市町や県民の皆さん、事業者等と協働しながら地域の自主的な防犯活動等を促進し、地域防犯力の向上を図ります。また、犯罪被害者等の立場に立った支援が途切れることなく提供されるよう、市町や関係機関等が連携した総合的な支援体制を整備するとともに、犯罪被害者等への県民の皆さんの理解促進を図ります。

「『強じんな美し国ビジョンみえ(仮称)』及び『みえ元気プラン(仮称)』最終案に対する意見」への回答

【教育警察常任委員会】

施策番号	施策名	主担当部局	委員会意見	回答案
3-1	犯罪に強いまちづくり	警察本部	県民の不安を解消するため、行方不明事案の解決に向け、引き続き強い決意で取り組まれない。	行方不明事案の早期解決に向けて、御家族の思いなども踏まえ、引き続き、県警察として強い決意で取組を推進していきます。

施策3-1 犯罪に強いまちづくり

施策の目標

(めざす姿)

県民の皆さんが安全で安心して暮らせる、犯罪の起きにくい社会を構築するため、市町や地域住民、防犯ボランティア団体等との連携による犯罪防止に向けた取組や、県民の皆さんに不安を与える犯罪の早期検挙、これら警察活動を支える基盤の強化が推進されています。また、犯罪被害者等を支える社会の形成に向けて、犯罪被害者等の立場に立った適切かつきめ細かな支援が途切れることなく提供されています。

(課題の概要)

子どもや女性が被害に遭う性犯罪や重要犯罪、ストーカー・DV事案や高齢者等を狙った特殊詐欺、サイバー犯罪が高止まりするなど、治安情勢は予断を許さない状況にあり、犯罪防止の取組と犯罪の早期検挙が求められています。また、「三重県犯罪被害者等支援条例」に基づき、犯罪被害者等への支援体制を底上げすることが求められています。

現状と課題

- 令和3年中の刑法犯認知件数は7,410件となり、戦後最少を更新しましたが、子どもや女性が被害に遭う性犯罪や重要犯罪が増加し、ストーカー・DV事案や高齢者等を狙った特殊詐欺、サイバー犯罪の相談件数が高止まりするなど、治安情勢は依然として、予断を許さない状況にあります。このような情勢において、県民の皆さんが安全で安心して暮らせる社会の実現に向けて、自治体、地域住民、防犯ボランティア団体などさまざまな主体と連携した犯罪防止の取組と、重要犯罪や特殊詐欺、サイバー犯罪等の県民の皆さんに不安を与える犯罪の早期検挙を図っていく必要があります。
- 地域の良好な治安を保つためには、防犯ボランティア団体等による自主防犯活動が不可欠ですが、人口減少や少子高齢化の影響もあり、活動に参加する人達の高齢化や担い手不足が深刻な問題となっています。加えて、住民と地域社会との関わりの希薄化も進行し、地域の実態把握や問題解決活動が一層重要となっています。
- 社会のデジタル化によるサイバー空間の拡大、顔画像等による生体認証や電子マネーの普及といった、社会情勢の変化や制度の変革などによって、犯罪捜査を取り巻く環境も大きく変容しており、こうした情勢の変化等にも的確に対応するため、先端技術の導入や装備資機材の充実などが必要となっています。
- 「三重県犯罪被害者等支援条例」をふまえて策定した「三重県犯罪被害者等支援推進計画」に基づき、支援施策を総合的かつ計画的に推進する必要があります。県内市町における条例制定等の取組も進んできたことから、市町と関係団体、支援団体等との連携を強化し、総合的な支援体制の底上げが求められるとともに、二次被害等の防止に向け犯罪被害者等に対する県民の皆さんの理解を促進する必要があります。

取組方向

■ **基本事業1：みんなで進める犯罪防止に向けた取組の推進**

子どもの見守り活動や街頭での各種犯罪の防止に向けて、犯罪情勢に応じた警察活動を強化するとともに、現役世代の参画による自主防犯活動の活性化支援や、自治体等と連携した防犯設備の整備・拡充を推進します。また、デジタル化の進展等に伴い増加が懸念される特殊詐欺やサイバー犯罪を防止するため、リモート形式による防犯教室の拡充や、新たな情報発信ツールの運用など、県民の皆さんの防犯意識を変革する啓発効果の高い広報手段の導入にも取り組みます。

■ **基本事業2：犯罪の早期検挙のための活動強化**

AI等の先端技術や、最新の鑑定・分析機器を導入することにより、捜査支援分析、科学捜査の強化に取り組み、重要犯罪をはじめ、暴力団犯罪、窃盗や特殊詐欺を集団で敢行する組織犯罪、サイバー犯罪など、県民の皆さんに不安を与える犯罪の早期検挙を図ります。

■ **基本事業3：警察活動を支える基盤の強化**

少子高齢化が進む地域の実情や、社会の変化に適応するため、老朽化した警察施設の建て替えやパトカーの配備、装備資機材の充実など、警察活動を支える基盤の強化を行い、効果的な警察活動の推進を図ります。

■ **基本事業4：犯罪被害者等支援の充実**

犯罪被害者等の立場に立った適切な支援が途切れることなく提供されるよう、市町をはじめとする関係機関等との連携を強化し、総合的な支援体制の整備・底上げに取り組むとともに、犯罪被害者等の置かれている状況や支援の必要性について、県民の皆さんの理解促進を図ります。

KPI(重要業績評価指標)

項目	現状値	令和8年度の 目標値	項目の説明
刑法犯認知件数	7,410件	5,000件 未満	刑法犯(道路上の交通事故に係る業務上(重)過失致死傷を除く)について、1年間に被害の届出や告訴・告発を受理した件数
特殊詐欺認知件数	110件	95件 未満	特殊詐欺について、1年間に被害の届出を受理した件数
重要犯罪の検挙率	89.7%	95% 以上	重要犯罪に係る当該年の認知件数に対する検挙件数の割合
犯罪被害者等支援 従事者数	177人	577人	犯罪被害者等支援体制の充実・強化のため、犯罪被害者等の対応力(知識・技能)を習得・向上させる研修会に参加した市町、関係機関の延べ職員数

犯罪情勢

※令和4年8月末の暫定値

1 刑法犯

	認知件数(件)		検挙件数(件)		検挙人員(人)		検挙率(%)	
		前年同期比		前年同期比		前年同期比		前年同期比
刑法犯	4,862	16	1,821	-516	1,136	-63	37.5	-10.7
重要犯罪	66	0	58	2	43	-1	87.9	3.1
重要窃盗犯	529	26	213	-385	51	-14	40.3	-78.6

重要犯罪とは、殺人、強盗、強制性交等、強制わいせつ、放火、略取誘拐及び人身売買をいいます。

重要窃盗犯とは、窃盗犯のうち、侵入盗、自動車盗、ひったくり及びすりをいいます。

2 特殊詐欺

	認知件数(件)		被害額(万円)		検挙件数(件)		検挙人員(人)	
		前年同期比		前年同期比		前年同期比		前年同期比
特殊詐欺総数	74	-6	17,690	5,460	15	0	4	-10
架空料金請求詐欺	29	12	11,040	6,390	0	-4	1	-7

特殊詐欺とは、オレオレ詐欺、預貯金詐欺、架空料金請求詐欺、融資保証金詐欺、還付金詐欺、金融商品詐欺、ギャンブル詐欺、交際あっせん詐欺、その他の特殊詐欺、キャッシュカード詐欺盗をいいます。

3 暴力団犯罪

	検挙件数(件)		検挙人員(人)	
		前年同期比		前年同期比
総数	76	-100	53	-11
刑法犯	41	-109	38	-8
特別法犯	35	9	15	-3

暴力団犯罪とは、暴力団勢力（暴力団構成員、暴力団準構成員等）による犯罪をいいます。

4 薬物事犯

	検挙件数(件)		検挙人員(人)	
		前年同期比		前年同期比
総数	103	-7	48	-9
覚醒剤	61	-12	30	-14
大麻	30	1	16	5
その他	12	4	2	0

その他とは、「麻薬及び向精神薬取締法違反」、「あへん法違反」、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律違反」をいいます。

5 来日外国人犯罪

	検挙件数(件)		検挙人員(人)	
		前年同期比		前年同期比
総数	87	-64	70	-26
刑法犯	47	-33	42	-14
特別法犯	40	-31	28	-12

来日外国人とは、国内に存在する外国人のうち、定着居住者（永住者、永住者の配偶者等及び特別永住者）、在日米軍関係者及び在留資格不明者を除いた外国人をいいます。

犯罪対策

1 特殊詐欺対策の推進について

(1) 現状（令和4年8月末現在）

- 認知件数は減少するも被害額は増加（前年同期比-6件、+約5,460万円）
- 被害者に占める高齢者の割合が高い（83.8%）
- 欺罔手段に占める固定電話の割合が高い（62.2%）

特殊詐欺被害状況（令和4年8月末）

	オレオレ	預貯金	架空料金請求	融資保証金	選付金	キャッシュカード詐欺	特殊詐欺全体
認知件数	12	7	29	3	15	8	74
高齢者被害件数	12	6	21	1	14	8	62
高齢者被害割合	100.0%	85.7%	72.4%	33.3%	93.3%	100.0%	83.8%

欺罔手段（令和4年8月末）

	電話		郵送等	メール	サイト	FAX	その他	合計
	固定	携帯						
認知件数	46	3	0	14	10	1	0	74
構成比	62.2%	4.1%	0.0%	18.9%	13.5%	1.4%	0.0%	100%

※構成比は、少数第2位を繰り上げているため各構成比の合計は、必ずしも100%とはならない。

(2) 対策

- 巡回連絡等を通じた高齢者世帯を中心とする直接的な注意喚起・防犯指導の実施
- 被害防止の機能を備えた自動通話録音警告機等の利用促進に向けた働き掛け
- 金融機関・コンビニエンスストア等と連携した水際対策の強化

2 子供・女性等を守る取組の推進について

(1) 子供の犯罪被害防止対策

ア SNSに起因する子供の犯罪被害の推移と現状

- SNSに起因して犯罪被害に遭った児童の数は平成30年以降横ばいであったが、本年は増加（前年同期比+8人）。
- 被害者のうち中学生と高校生が大半を占める

被害児童の総数及び学職別の推移（過去5年）

年	学職別						合計
	小学生	中学生	高校生	その他学生	有職	無職	
平成29年	0	7	8	0	0	0	15
平成30年	0	4	11	0	2	0	17
令和元年	0	6	8	0	0	0	14
令和2年	2	5	5	0	0	0	12
令和3年	1	3	7	0	0	0	11
令和4年8月末	0	10	5	0	0	0	15
前年同期比	0	8	0	0	0	0	8

【警告時等に使用の添付ポスター】



イ 対策

- サイバーパトロールによる不適切な書き込み等に対する警告や注意喚起の実施
- SNSやインターネットの危険性について周知する防犯教室等の実施
- 運用型LINE広告を活用した広報啓発の実施

(2) 児童虐待事案・ストーカー事案・配偶者からの暴力事案対策

ア 現状（令和4年8月末現在）

- 児童虐待事案の通告人員は、増加（前年同期比+14人）
- ストーカー事案の相談件数は、減少（前年同期比-25件）
- 配偶者からの暴力事案の相談件数は、減少（前年同期比-59件）

イ 対策

- 被害者等の安全確保を最優先とした組織的対応の徹底
- 加害者の検挙や法令に基づく行政措置等の保護対策の実施

令和4年8月末現在

	R3	R4 1-8月	前年同期比
児童虐待事案	724	548	14
ストーカー事案	288	165	-25
配偶者からの暴力事案	751	468	-59

鉄道警察隊の活動

鉄道警察隊は、鉄道事業者等と連携し、列車警乗、駅等の鉄道施設及びその周辺の警らや警戒警備等を実施し、鉄道施設における安全の確保に努めています。

1 三重県警察鉄道警察隊（昭和62年4月1日設置）

(1) 体制

鉄道警察隊長以下35名（うち兼務隊員32名）

(2) 任務

鉄道施設における犯罪の予防及び検挙、事故の防止、
その他鉄道に係る公共の安全と秩序の維持



2 主な活動（令和4年8月末現在）

(1) 列車警乗

- 警乗回数422回（前年同期比+313回）
- 延べ人数865人（前年同期比+635人）

(2) 鉄道施設に対する警戒警備

- 駅・ホーム等における巡回及び駐留警戒
- 列車の混雑が予想される時期の集中警戒
- 駅周辺や鉄道沿線の警ら



3 隣接府県警察との連携

- 県境を跨いだ列車警乗
- 県境周辺で発生する有事への対策協議
- 各府県鉄道警察隊の取組に係る情報共有



4 鉄道事業者との連携

- 列車乗務員の対応に係る助言・指導
- 不審者対応及び事故災害復旧合同訓練
- 踏切事故等発生時における緊急合同点検



交通安全対策

1 令和4年中の交通事故情勢（8月末までの暫定値）

- 本年8月末現在の交通事故情勢は、死者数は34人と前年同期と比べ2人の増加となり、人身事故件数、負傷者数とも増加しています。

区 分	令和4年8月末	令和3年8月末	増 減	増減率
人身事故件数	1,932件	1,787件	145	8.1%
死亡事故件数	33件	31件	2	6.5%
死傷者数	2,467人	2,234人	233	10.4%
死 者 数	34人	32人	2	6.3%
負 傷 者 数	2,433人	2,202人	231	10.5%

- 当県における本年8月末現在の死亡事故（33件34人）の内訳を見ると、
 ①人対車両の事故が約30%
 ②高齢死者が約60%
 ③歩行中、自転車乗用中の死者が約50%
 という傾向が認められます。

死亡事故の特徴

◆ 死亡事故 33件	◇ 死者 34人
○事故類型別	○高齢死者 21人(61.8%) (±0人)
人対車両 11件(33.3%) (-1件)	自動車乗車中 8人 (±0人)
車両相互 13件 (4件)	二輪車乗車中 1人 (-3人)
車両単独 9件 (-1件)	自転車乗用中 3人 (3人)
○昼夜別	歩行中 9人 (±0人)
昼間 17件 (2件)	○交通弱者 16人(47.1%) (±0人)
夜間 16件 (±0件)	自転車乗用中 5人 (1人)
○地形別	歩行中 11人 (-1人)
市街地 14件 (5件)	うち夜間 5人 (-4人)
非市街地 19件 (-3件)	○自動車乗車中死者 13人 (3人)
	うちシートベルト非着用 4人

歩行者の交通事故発生状況

区分	令和4年8月末	令和3年8月末	増減	増減率
人身事故件数	177件	179件	-2	-1.1%
死亡事故件数	11件	12件	-1	-8.3%
死傷者数	183人	181人	2	1.1%
死 者 数	11人	12人	-1	-8.3%
負 傷 者 数	172人	169人	3	1.8%

自転車の交通事故発生状況

区分	令和4年8月末	令和3年8月末	増減	増減率
人身事故件数	265件	223件	42	18.8%
死亡事故件数	5件	4件	1	25.0%
死傷者数	269人	222人	47	21.2%
死 者 数	5人	4人	1	25.0%
負 傷 者 数	264人	218人	46	21.1%

2 横断歩行者の安全確保

(1) 歩行者が自らの安全を守る交通行動を促すための取組

現在、警察では自らの安全を守るための交通行動を促す「横断歩道“ハンドサイン”キャンペーン」や、横断歩道で止まってくれた運転者に感謝の意思を示す「まもってくれてありがとう運動」を実施しています。

さらに、横断歩道における歩行者優先義務（道路交通法第38条）の交通ルールを正しく理解・遵守して模範運転をすることにより、横断歩行者の交通事故を抑止するための新たな取組も推進していくこととしています。



(2) 悪質・危険な交通違反の検挙活動

横断歩行者妨害取締りや通学路など生活道路において移動オービスを活用した速度取締りを推進するとともに、飲酒運転の根絶に向け、飲酒運転取締りについても強化します。また、通学路における保護活動を兼ねた正しい横断歩道等の交通安全指導を推進します。

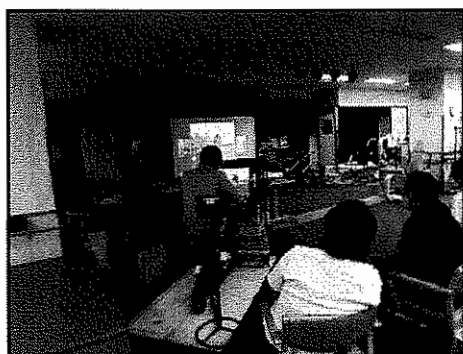
(3) 道路交通環境の整備

「生活道路における歩行者等の安全な通行の確保」のため、本年9月、桑名市内に県内初となる、「ゾーン30プラス」を整備しました。最高速度30キロの区域規制の実施に併せて、ポストコーン等の物理的デバイスを適切に組み合わせることで、車両に低速走行を促します。

3 自転車の交通ルールとその徹底に向けた取組

(1) 自転車安全教育の推進

関係機関・団体と連携して、児童、生徒や高齢者等に対し、実際に道路を走行している感覚で教育を受けられる自転車シミュレータを活用した参加・体験・実践型の自転車教室や、スタントマンによる交通事故の再現を通じて、事故の衝撃や怖さを実感する安全教育(スケアード・ストレート技法)を行っています。



【自転車シミュレータの活用】



【スタントマンによる仮想事故の実演】

(2) 自転車利用者に対する指導取締りの推進

自転車の交通ルールを徹底するためには、ルールそのものの周知等のみならず、ルールを守らない者に対する指導取締りを行い、両者を両輪として推進していくことが重要です。

警察では、自転車指導啓発重点地区・路線を中心に、自転車利用者の信号無視、一時不停止等に対し、指導警告を行うとともに、悪質・危険な交通違反に対しては検挙措置を講じるなど、厳正に対処しています。

官民一体となったテロ対策

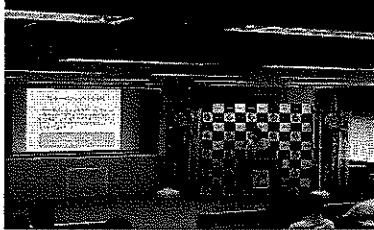
1 テロ対策パートナーシップの概要

県警察では、官公庁、ライフライン、公共交通機関、大規模集客施設等の協力のもと、県版の「テロ対策三重パートナーシップ推進会議」と、県内全ての警察署に地域版パートナーシップを設立し、官民一体となったテロ対策に取り組んでいます。

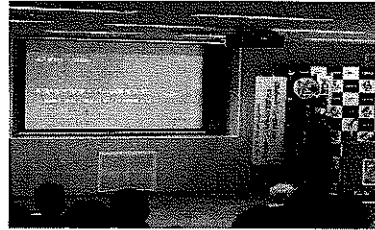
2 取組状況

(1) 定例会等の開催

定例会の開催に合わせて、有識者を招いて講演を行うなど、テロ対策に必要な情報共有を図っています。



【開催状況】



【有識者による講演】

(2) テロ対策合同訓練

公共交通機関、大規模集客施設等との不審者対応・避難誘導、爆発物処理等の合同訓練に取り組んでいます。



【バス乗客の避難誘導訓練】



【爆発物処理訓練】

(3) みてますキープ制度

モデル事業所として指定された参画機関の事業所が、一定期間、主体的にテロ対策に取り組むことで、危機管理意識の高揚を図っています。



【モデル事業所伝達式】



(4) 爆発物原料対策

爆発物の原料となり得る化学物質の販売事業者を訪問し、不審者来店時の通報等について要請するとともに、同状況を想定したロールプレイング型訓練を行っています。



【ロールプレイング型訓練】



【販売事業者への個別訪問】